

議案書

令和元年6月

第2回定例会

松山市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求ることについて		1
2	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求ることについて		7
3	松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求ることについて		11
議案 6 2	令和元年度松山市一般会計補正予算（第1号）		15
6 3	松山市情報公開条例の一部改正について		21
6 4	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		23
6 5	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について		31
6 6	松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について		33
6 7	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について		35
6 8	松山市火災予防条例の一部改正について		37
6 9	松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について		39
7 0	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		41
7 1	松山市保育所条例の一部改正について		43
7 2	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		45
7 3	松山市手数料条例の一部改正について		47
7 4	松山市下水道条例の一部改正について		49
7 5	松山市港湾施設使用条例の一部改正について		51
7 6	松山市海岸占用料等徴収条例の一部改正について		53
7 7	市有自動車による交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて		55
7 8	市道路線の認定、廃止及び変更について		57

(後送予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	副市長の選任に関し同意を求ることについて		

承認第1号

令和元年6月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第5号

平成31年3月29日

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分について
松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第
179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正す
る。

附則第3条の6の4第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「第5条の4
の2第6項（同条第9項）を「第5条の4の2第5項（同条第7項）に改め、同条第2
項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、
同項を同条第2項とする。

附則第12条の2第4項中「第15条第32項第1号イ」を「第15条第33項第1
号イ」に改め、同条第5項中「第15条第32項第1号ロ」を「第15条第33項第1
号ロ」に改め、同条第6項中「第15条第32項第1号ハ」を「第15条第33項第1
号ハ」に改め、同条第7項中「第15条第32項第1号ニ」を「第15条第33項第1
号ニ」に改め、同条第8項中「第15条第32項第1号ホ」を「第15条第33項第1
号ホ」に改め、同条第9項中「第15条第32項第2号イ」を「第15条第33項第2
号イ」に改め、同条第10項中「第15条第32項第2号ロ」を「第15条第33項第2
号ロ」に改め、同条第11項中「第15条第32項第3号イ」を「第15条第33項
第3号イ」に改め、同条第12項中「第15条第32項第3号ロ」を「第15条第33
項第3号ロ」に改め、同条第13項中「第15条第32項第3号ハ」を「第15条第3
项第3号ハ」に改め、同条第14項中「第15条第37項」を「第15条第38項」
に改め、同条第15項中「第15条第43項」を「第15条第44項」に改め、同条第
16項中「第15条第46項」を「第15条第47項」に改める。

附則第12条の3第6項中「第12条第17項」を「第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「第12条第21項」を「第12条第23項」に改め、同項第6号中「第12条第22項」を「第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「第12条第29項」を「第12条第31項」に改め、同条第11項中「第12条第17項」を「第12条第19項」に改める。

附則第14条の2第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第30条第6項第1号及び第2号」を「第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第70条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条の2第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第30条第7項第1号及び第2号」を「第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第70条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第14条の2第6項を同条第3項とし、同条第7項中「第30条第8項第1号及び第2号」を「第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第70条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条の2第7項を同条第4項とする。

附則第15条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成29年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第70条の改正規定を次のように改める。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

附則第14条の2第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第14条の次に5条を加える改正規定（附則第14条の6第2項に係る部分に限

る。) 中「については」の次に「、当分の間」を加える。

(松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、松山市市税賦課徴収条例第33条の6第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第5項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出

があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

付則第1条第1項第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

付則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（専決処分理由）

地方税法等の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

承認第2号

令和元年6月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求める
とについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3
項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告
し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第 11 号

令和元年 5 月 21 日

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和 25 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 7 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 11 項」に改める。

附則第 3 条の 6 の 5 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 11 項第 2 号」に改める。

附則第 7 条の 4 の 3 の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によつて」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 7 条の 4 の 4 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（次項及び第 3 項において「新条例」という。）第 27 条の 7 並びに附則第 3 条の 6 の 5 及び第 7 条の 4 の 4 の規定は、

令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の7第1項及び附則第7条の4の4の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第7条の4の4	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和元年条例第2号）付則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の松山市市税賦課徴収条例附則第7条の4の3第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第7条の4の3第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納稅義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前的地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（専決処分理由）

地方税法の改正に伴い、国の指定を受けた地方公共団体に対する寄附を個人市民税の特例控除の対象とすることについて緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

承認第3号

令和元年6月7日提出

松山市長 野志克仁

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めるなければならない。

(別 紙)

専決第 6 号

平成 31 年 4 月 5 日

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成 12 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「平成 31 年度及び平成 32 年度」に、「35, 910 円」を「29, 920 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29, 920 円」とあるのは、「45, 880 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「29, 920 円」とあるのは、「56, 250 円」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（専決処分理由）

介護保険法施行令の改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者に係る第1段階から第3段階までの介護保険料を減額することについて緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

令和元年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の松山市一般会計予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,065,040 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,184,865,040 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野志克仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税			64,000,000 千円	274,000 千円	64,274,000 千円
16 国庫支出金	1 市民税		28,685,000	274,000	28,959,000
	2 国庫補助金		40,727,893	411,625	41,139,518
	3 委託金		4,565,247	410,721	4,975,968
17 県支出金		110,650		904	111,554
	2 県補助金		14,919,289	44,804	14,964,093
22 諸収入		3,558,369		44,804	3,603,173
	4 雑入	4,410,119		21,611	4,431,730
23 市債		1,849,679		21,611	1,871,290
	1 市債	10,767,700		313,000	11,080,700
	歳 入 合	10,767,700		313,000	11,080,700
		183,800,000		1,065,040	184,865,040
歳 出		項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費			14,527,797 千円	2,926 千円	14,530,723 千円
	1 総務管理費		11,508,436	2,926	11,511,362

3 民生費		93,641,210	212,536	93,853,746
1 社會福祉費		39,586,380	30,682	39,617,062
2 兒童福祉費		31,188,535	181,854	31,370,389
6 農林水產業費		2,256,148	92,762	2,348,910
3 林業費		111,121	30,762	141,883
4 水產業費		505,315	62,000	567,315
7 商工費		5,742,086	55,736	5,797,822
1 商工費		4,486,744	14,246	4,500,990
2 觀光費		1,255,342	41,490	1,296,832
8 土木費		16,443,513	678,457	17,121,970
4 港灣費		368,931	30,708	399,639
5 都市計畫費		10,082,215	647,749	10,729,964
9 消防費		5,186,971	6,815	5,193,786
1 消防費		5,186,971	6,815	5,193,786
10 教育費		11,716,838	15,808	11,732,646
5 社會教育費		2,228,388	12,075	2,240,463
6 保健体育費		3,995,722	3,733	3,999,455
歲出	合計	183,800,000	1,065,040	184,865,040

第2表 債務負擔行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事項	期間	限度額
三津浜学校給食共同調理場給食業務委託	令和元年度～令和6年度	396,000 千円
味生学校給食共同調理場給食業務委託	令和元年度～令和6年度	399,500
久米学校給食共同調理場給食業務委託	令和元年度～令和6年度	527,000
湯山学舎給食共同調理場及び場託業務	令和元年度～令和6年度	507,500

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後		
	限 度	度 領	起 傷 の 方 法	利 率	償 返 の 方 法	限 度
漁 港 整 備 事 業	千円	1 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 3 借入時期 令和元年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借り入れることができる。	年10% 以内 (ただし、利見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体融資機構等につい て、利率の見直しを行つた後には、当該見直し後の利率。)	1 債還期限 5年以内 2 債還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。 3 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が抵触するときは、その融通条件によることができる。	1 債還期限 40年以内(内据置 5年以内) 2 債還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。 3 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が抵触するときは、その融通条件によることができる。	千円 110,000 110,000
港 等 建 設 事 業	30,000	同 上	同 上	同 上	同 上	60,000
都 市 計 画 事 業	1,290,000	同 上	同 上	同 上	同 上	1,560,000

議案第 63 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野志克仁

松山市情報公開条例の一部改正について

松山市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市情報公開条例の一部を改正する条例

松山市情報公開条例（平成 12 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

工業標準化法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第 64 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 松山市市税賦課徴収条例（昭和 25 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 2 中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 29 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 29 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 29 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に

改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

第35条第2項、第3項、第5項及び第6項中「詐欺」を「詐偽」に改める。

第172条第1項中「第701条の61第4項」を「第701条の61第6項」に、「または」を「又は」に、「第701条の62第4項」を「第701条の62第5項」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

附則第3条の4中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第3条の6の4第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第4条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第6条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第9条（見出しを含む。）、附則第9条の3（見出しを含む。）及び附則第10条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第14条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第14条の2に次の3項を加える。

2 愛媛県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 愛媛県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性

能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の4の規定により読み替えられた第69条の5第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第14条の2を附則第14条の2の3とし、同条の前に次の2条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第14条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第14条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第68条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第14条の2の2 市長は、当分の間、第68条の3の規定にかかわらず、愛媛県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第14条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第69条の3（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分

の1」とする。

附則第14条の7第1項中「第30条」を「第30条第1項」に、「指定」を「指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」に改め、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「掲げる規定」を「掲げる同条の規定」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条の7第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「掲げる規定」を「掲げる同条の規定」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第14条の7第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「掲げる規定」を「掲げる同条の規定」に改め、同項の表を次のように改める。

4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「掲げる規定」を「掲げる同条の規定」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3, 900円	3, 000円
第2号ア(ウ)a	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
第2号ア(ウ)b	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第15条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

附則第18条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 松山市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「市民税」を「、市民税」に改め、同項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第14条の7第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第35条、第172条、附則第3条の4、附則第3条の6の4第1項、附則第4条第1項、附則第6条の2第1項及び第2項、附則第8条、附則第8条の2、附則第9条、附則第9条の3、附則第10条、附則第14条第1項及び第2項並びに附則第18条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第29条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第29条

の 3 の 2 , 第 29 条の 3 の 3 及び第 29 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条の規定
令和 2 年 1 月 1 日

- (3) 第 2 条中松山市市税賦課徴収条例第 18 条の改正規定及び付則第 3 条の規定 令和
3 年 1 月 1 日
- (4) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1
日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（次項及び第 3
項において「2年新条例」という。）第 29 条の 2 第 5 項の規定は、同号に掲げる規定
の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合
について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分まで
の個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第 29 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、前条第
2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき松山市市税賦課徴収条例第 29 条
の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 29 条の 3 の 2 第 1 項及び第
2 項に規定する申告書について適用する。

3 2 年新条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以
後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1
条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新
所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 20
3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する 2 年新条例第 29 条の
3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 付則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例第 18 条
第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民
税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収
条例（以下「元年 10 月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する
部分は、この条例の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自
動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減等を定めるため、本案を提出する。

議案第 65 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 28 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「第 10 条第 8 項第 5 号」を「第 10 条第 7 項第 6 号」に、「第 42 条の 4 第 8 項第 6 号」を「第 42 条の 4 第 8 項第 7 号」に、「第 68 条の 9 第 8 項第 5 号」を「第 68 条の 9 第 8 項第 6 号」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

租税特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第 66 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する
条例の一部改正について

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例
(平成 29 年条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

離島振興対策実施地域での固定資産税の課税免除を引き続き実施するため、本案を提出
する。

議案第 67 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野志克仁

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（昭和 22 年 6 月 24 日制定）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10, 600 円」を「10, 800 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12, 600 円」を「12, 800 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11, 100 円」を「11, 300 円」に改め、同表開票管理者の項中「10, 600 円」を「10, 800 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10, 700 円」を「10, 900 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9, 500 円」を「9, 600 円」に改め、同表不在者投票所の投票立会人の項中「10, 700 円」を「10, 900 円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8, 800 円」を「8, 900 円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙から適用する。

(提案理由)

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げるため、本案を提出する。

令和元年6月7日提出

松山市長 野志克仁

松山市火災予防条例の一部改正について

松山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市火災予防条例の一部を改正する条例

松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「および」を「及び」に、「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

付 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

（提案理由）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第 69 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

松山市子ども医療費の助成に関する条例（平成 14 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を削り、同条中第 4 項を第 2 項とし、第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を第 4 項とする。

第 4 条第 1 項中「（児童にあっては、入院に係る保険給付に限る。）」を削る。

第 7 条並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 9 条第 1 項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第 2 項を削る。

第 10 条第 2 項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松山市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の松山市子ども医療費の助成に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（準備行為）

4 新条例の規定に基づく手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

子ども医療費の助成を中学生までの通院費に拡大するため、本案を提出する。

議案第70号

令和元年6月7日提出

松山市長 野志克仁

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ

いて

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「含む。）の学部で」を「含み、短期大学を除く。）において」に改める。

第27条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改め、「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、心理療法担当職員及び母子支援員の資格要件を改正するため、本案を提出する。

議案第 71 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市保育所条例の一部改正について

松山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市保育所条例の一部を改正する条例

第 1 条 松山市保育所条例（昭和 39 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表伊台保育園の項中「1493 番地 1」を「1466 番地」に改める。

第 2 条 松山市保育所条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表伊台保育園の項中「1466 番地」を「1493 番地 1」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は令和元年 8 月 1 日から、第 2 条の規定は同日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

伊台保育園の建替工事に伴い、仮移転するため、本案を提出する。

議案第 72 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 16 条第 4 号中「。付則第 3 項において同じ」を削る。

第 37 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削る。

第 45 条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適當と認めるもの（付則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第3項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

付則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、家庭的保育事業等の連携施設及び食事の提供に関する基準を緩和するため、本案を提出する。

議案第 73 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 83 号中「30, 200 円」を「30, 300 円」に改め、同項第 85 号中「2, 100 円」を「2, 200 円」に改め、同項第 86 号の 2 中「30, 200 円」を「30, 300 円」に改め、同項第 86 号の 4 中「2, 100 円」を「2, 200 円」に改め、同項第 86 号の 6 中「30, 200 円」を「30, 300 円」に改め、同項第 86 号の 8、第 86 号の 12 及び第 86 号の 16 中「2, 100 円」を「2, 200 円」に改め、同項第 174 号の 3 の表備考第 2 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 174 号の 3 の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

消費税率の引上げに伴う愛媛県の手数料改定に準じ、保健所関係手数料を改定するため、本案を提出する。

議案第74号

令和元年6月7日提出

松山市長 野志克仁

松山市下水道条例の一部改正について

松山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市下水道条例の一部を改正する条例

松山市下水道条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第4中「1,000円」を「1,018円」に、「200円」を「204円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和元年10月分として徴収する使用料から適用し、同月前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して汚水を排除している使用者の同日以後の最初の定例日からその直前の定例日までの期間に係る使用料のうち、令和元年10月分及び11月分として徴収する使用料については、この条例による改正前の別表第4の規定を適用する。

(提案理由)

消費税率の引上げに伴い、下水道使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 75 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市港湾施設使用条例の一部改正について

松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

松山市港湾施設使用条例（昭和 39 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表中「1 円」を「1. 1 円」に、「10. 2 円」を「10. 7 円」に改め、同別表第 2 項の表中「677 円」を「716 円」に、「1, 805 円」を「1, 9

11 円」に、「901 円」を「953 円」に改め、同別表第 3 項の表中

「

2. 1 円
1 円

」を「

2. 2 円
1. 1 円

」に改め、同別表第 4 項の表中「56 円

（52 円）」を「59 円（54 円）」に、「44 円（41 円）」を「46 円（42 円）」に、「11. 2 円（10. 4 円）」を「11. 7 円（10. 8 円）」に改める。

別表第 2 第 1 項の表中「2. 1 円」を「2. 2 円」に、「3. 2 円」を「3. 3 円」に、「4. 4 円」を「4. 6 円」に、「6. 6 円」を「6. 9 円」に、「10 円」を「10. 5 円」に、「11. 2 円」を「11. 8 円」に、「16. 7 円」を「17. 6 円」に改め、同別表第 2 項の表中「8. 9 円」を「9. 4 円」に、「6 円」を「6. 3 円」に、「7. 2 円」を「7. 6 円」に、「11. 1 円」を「10. 9 円」に改める。

別表第 3 第 1 項の表中「1, 129. 7 円」を「1, 196 円」に、「564. 8 円」を「597. 9 円」に改め、同別表第 2 項の表中「5. 5 円」を「5. 8 円」に、「16. 2 円」を「177 円」に、「564. 8 円」を「597. 9 円」に改める。

別表第 4 第 1 項の表中「1 円」を「1. 1 円」に改め、同別表第 2 項の表中

「

3. 7
2. 8

」

円	2. 1 円	」を「	3. 9 円	2. 2 円	に改め、同別表第3項の表中「1 円
円	1 円		2. 9 円	1. 1 円	」

」を「1. 1 円」に改め、同別表第4項の表中「8. 9 円（8. 3 円）」を「9. 3 円（8. 6 円）」に、「11. 2 円（10. 4 円）」を「11. 7 円（10. 8 円）」に、「16. 8 円（15. 6 円）」を「17. 8 円（16. 2 円）」に、「56 円（52 円）」を「59 円（54 円）」に、「44 円（41 円）」を「46 円（42 円）」に、「38 円（36 円）」を「40 円（37 円）」に改め、同別表第5項の表中「384. 4 円」を「406. 9 円」に改め、同別表第6項の表中「4. 6 円」を「4. 8 円」に改め、同別表第7項の表及び第8項の表中「につき」を「までごとにつき」に改める。

別表第5第1項の表中「406. 6 円」を「430. 4 円」に、「376 円」を「390 円」に、「282 円」を「293 円」に、「57 円」を「59 円」に改め、同別表第2項の表中「542. 2 円」を「574 円」に、「271 円」を「286. 9 円」に、「261 円」を「271 円」に、「167 円」を「173 円」に、「115 円」を「119 円」に、「52 円」を「54 円」に、「31 円」を「32 円」に改め、同別表第3項の表中「1, 016. 6 円」を「1, 076. 3 円」に、「609. 9 円」を「645. 7 円」に、「261 円」を「271 円」に、「167 円」を「173 円」に、「115 円」を「119 円」に、「52 円」を「54 円」に、「31 円」を「32 円」に改め、同別表第6項の表中「36 円」を「37 円」に、「54 円」を「57 円」に改め、同別表の注第2項中「及び管類埋設」を「、管類埋設及び水域（水域の上空及び水底を含む。）」に、「第3項」を「第5項」に、「1. 08」を「1. 1」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、港湾施設使用料等の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 76 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市海岸占用料等徴収条例の一部改正について

松山市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

松山市海岸占用料等徴収条例（平成 12 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 1 項中「1. 08」を「1. 1」に改める。

別表第 2 中「43 円」を「45 円」に、「54 円」を「57 円」に、「65 円」を「68 円」に、「113 円」を「117 円」に、「1, 655 円」を「1, 729 円」に、「3, 312 円」を「3, 459 円」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、土石採取料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 77 号

令和元年 6 月 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市有自動車による交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市有自動車による交通事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

2. 事故の概要

平成 30 年 12 月 15 日午後 10 時 16 分頃、松山市南斎院町 1188 番地地先において、西消防署所属 [REDACTED] 運転の消防車が相手方の住宅の外階段に接触し、損害（物損）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として 1,300,000 円を支払い、今後この事件に関するいかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

(提案理由)

市有自動車による交通事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

令和元年6月7日提出

松山市長 野志克仁

市道路線の認定、廃止及び変更について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	市道 新玉 82号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
2	市道 新玉 83号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
3	市道 新玉 84号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
4	市道 新玉 85号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
5	市道 新玉 86号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
6	市道 新玉 87号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
7	市道 新玉 88号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
8	市道 新玉 89号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
9	市道 新玉 90号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
10	市道 新玉 91号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
11	市道 新玉 92号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
12	市道 新玉 93号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
13	市道 新玉 94号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
14	市道 新玉 95号線	南江戸二丁目	南江戸一丁目	
15	市道 松山駅北東西 線	宮田町	辻町	
16	市道 松山駅西南北 線	南江戸一丁目	辻町	

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
17	市道余土242号線	余戸南二丁目	余戸南二丁目	

2. 次の市道路線を廃止する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
18	市道新玉20号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
19	市道新玉22号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
20	市道新玉23号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
21	市道新玉24号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
22	市道新玉25号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
23	市道新玉26号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	
24	市道新玉69号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	

3. 次の市道路線を変更する。

図面番号	路線名		起点	終点	重要な経過地
25	市道三番町線	変更前	錦町	三番町八丁目	
		変更後	錦町	南江戸一丁目	

(提案理由)

図面番号第1～16号は松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業に伴い、第17号は生活道路整備事業に伴い、市道に認定するため、第18～24号は松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業に伴い、市道の路線を廃止するため、第25号は松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業に伴い、市道の路線を変更するため、道

路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法（抄）

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

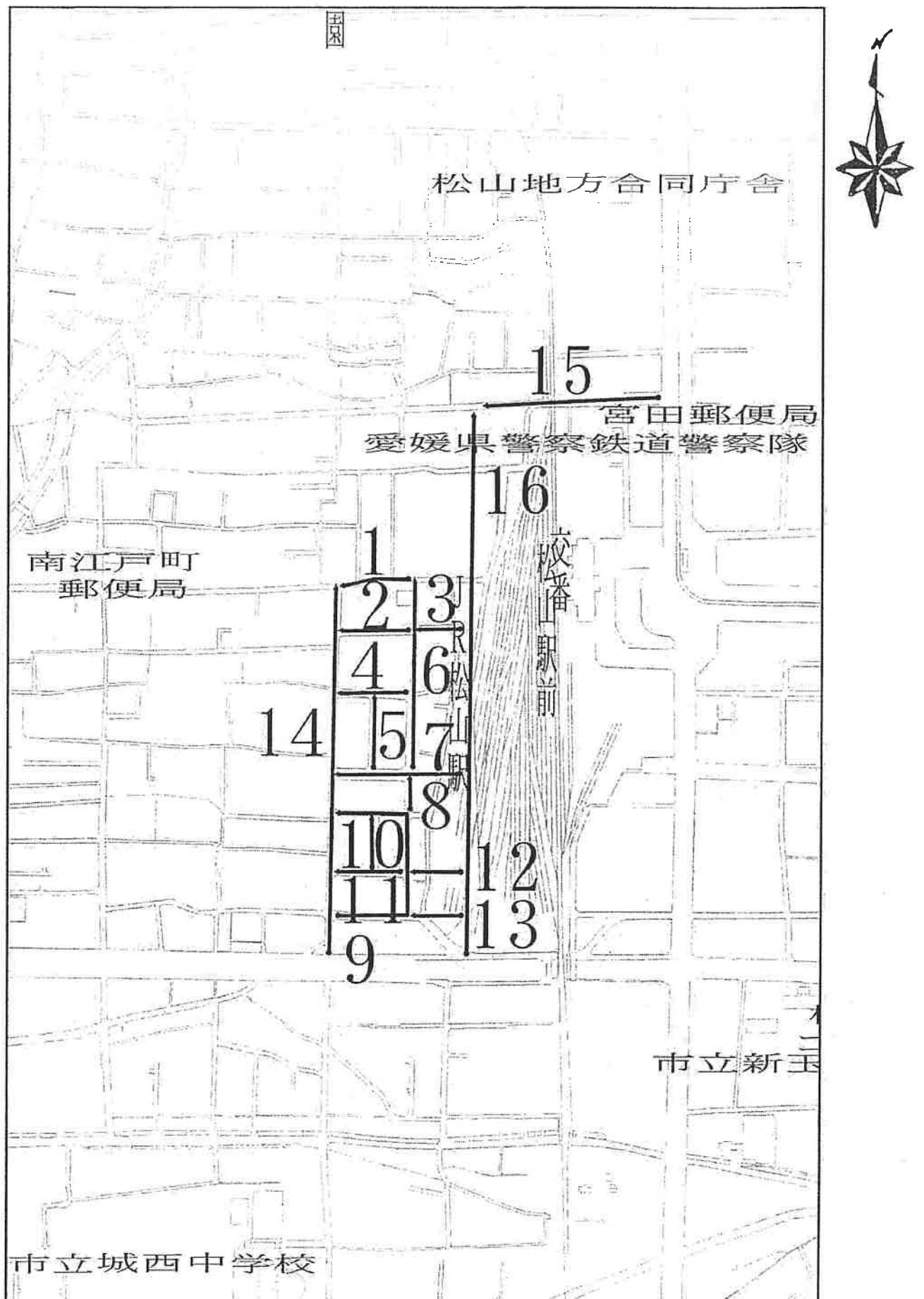
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

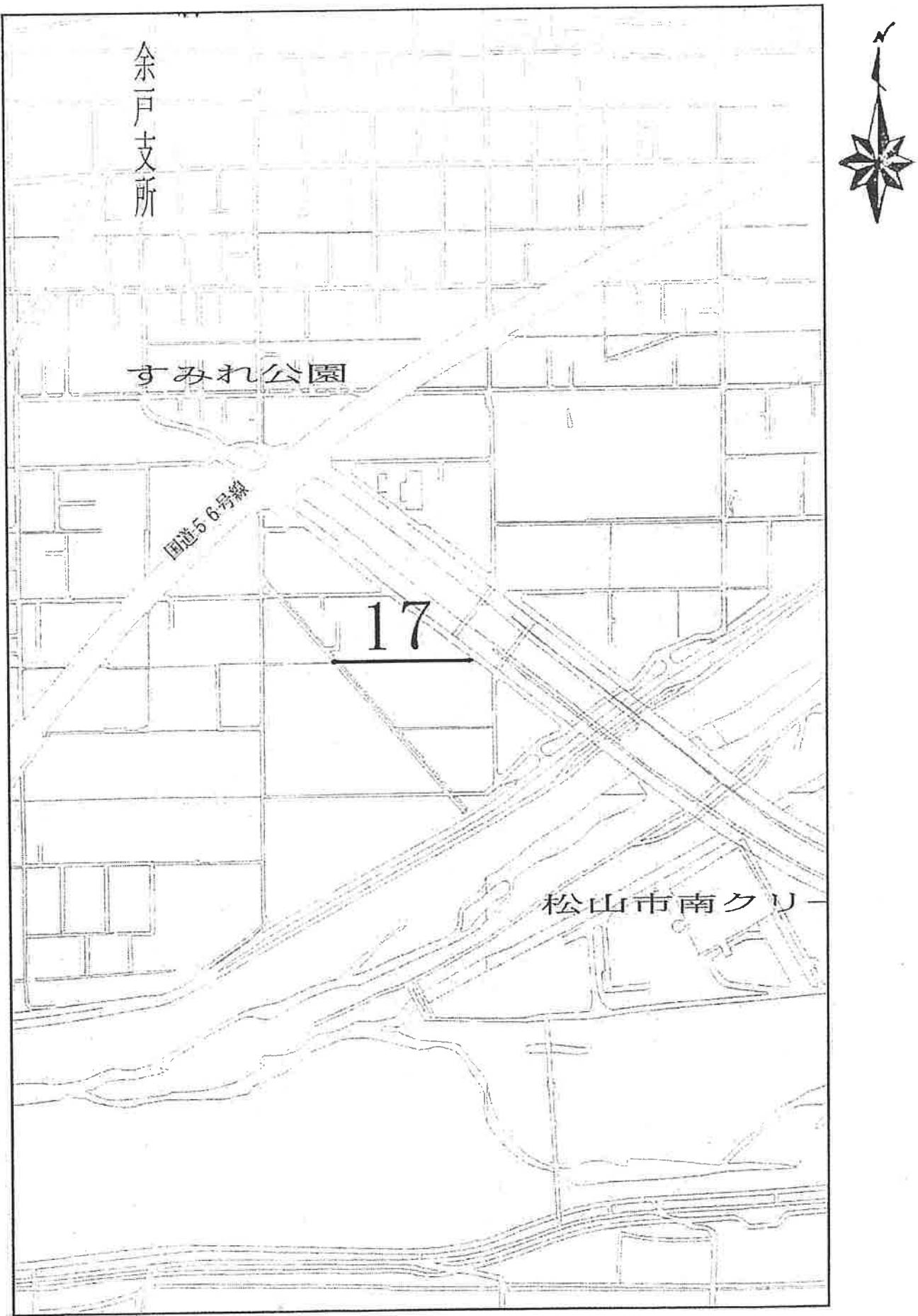
(路線の廃止又は変更)

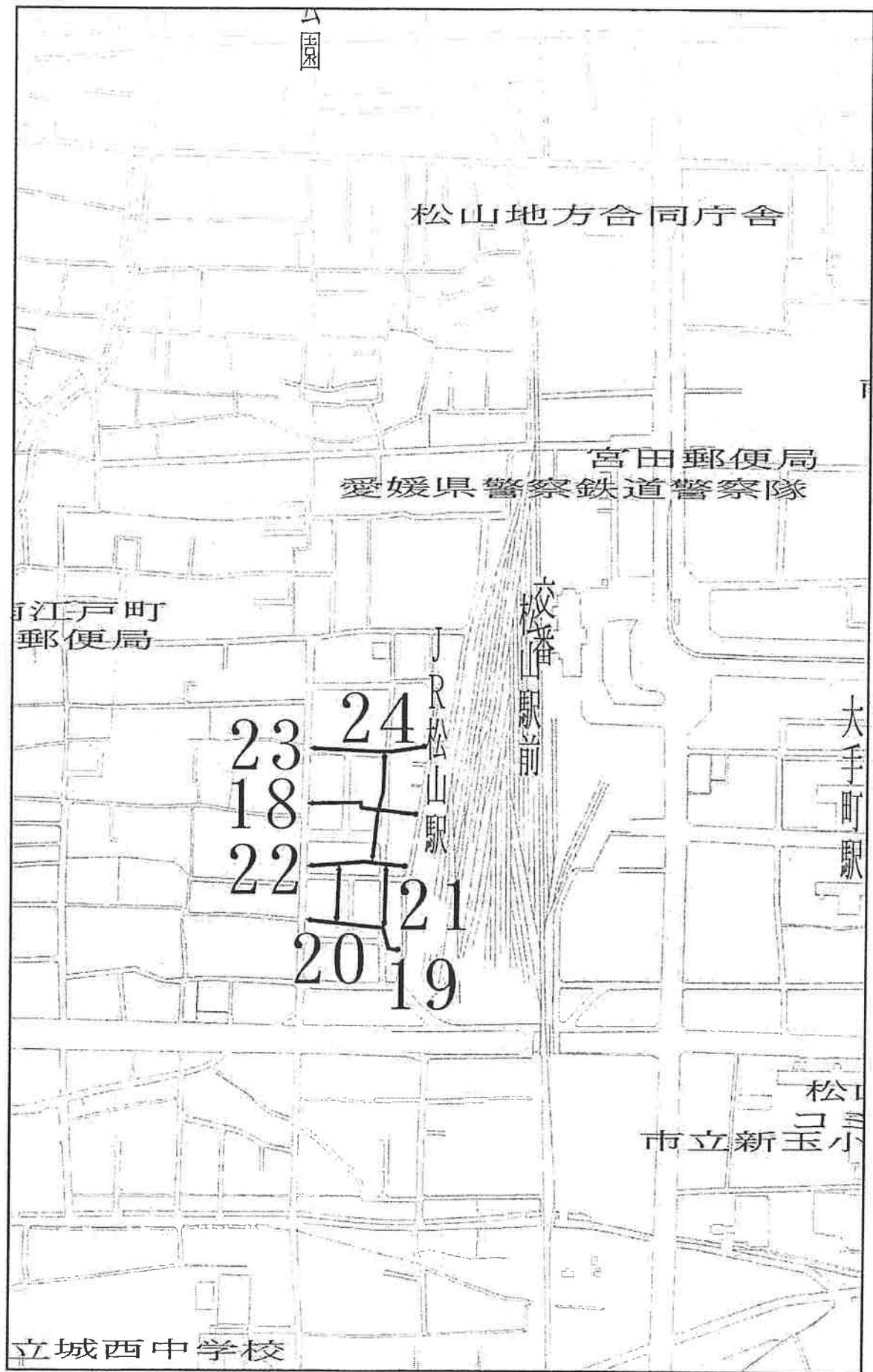
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

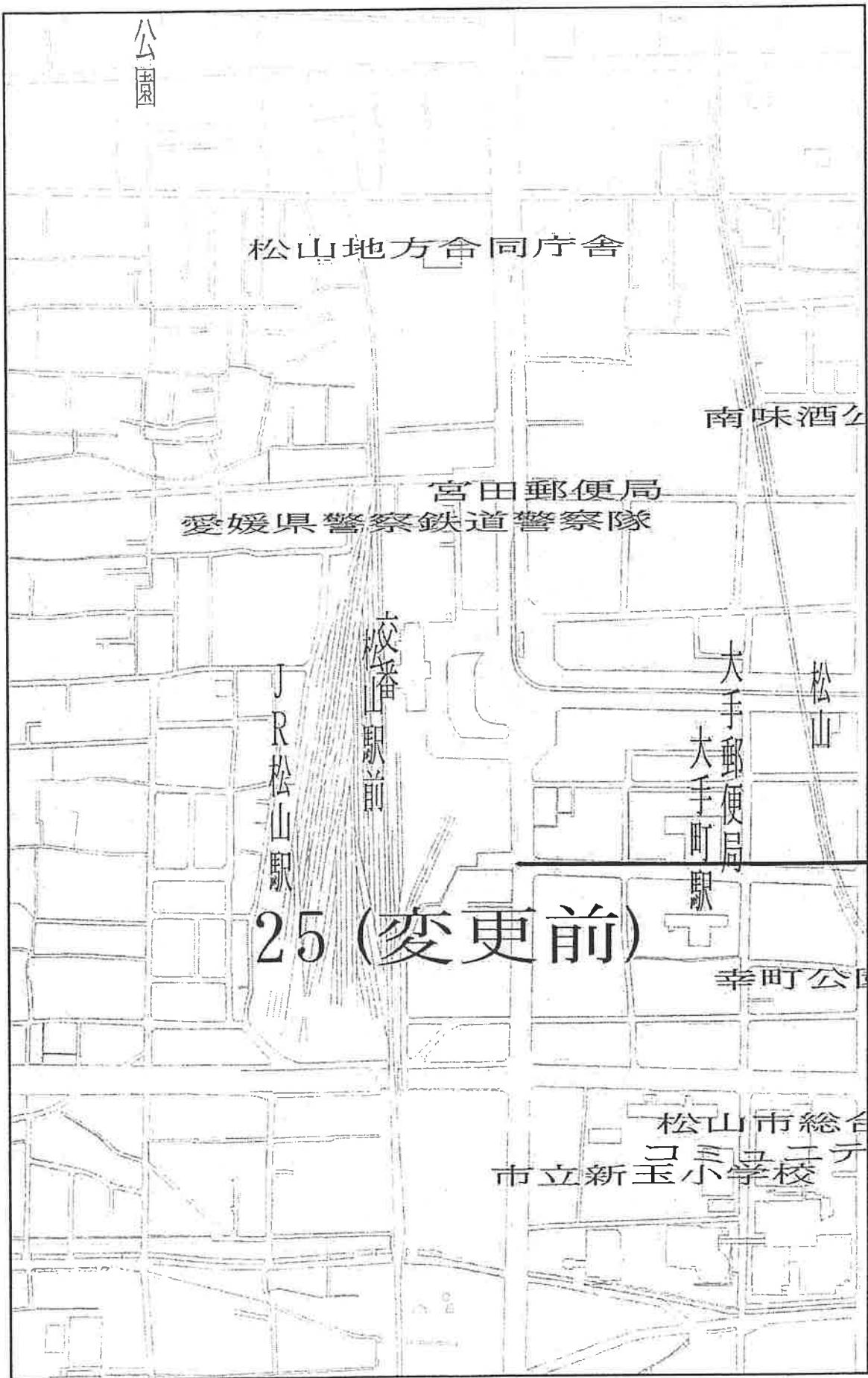
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。











図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
1	市道 新玉 82号線	松山市南江戸一丁目 528番3地先	松山市南江戸一丁目 532番5地先	5.0 ~ 7.0	72.3
2	市道 新玉 83号線	松山市南江戸一丁目 526番5地先	松山市南江戸一丁目 521番4地先	6.0 ~ 10.2	66.1
3	市道 新玉 84号線	松山市南江戸一丁目 526番4地先	松山市南江戸一丁目 526番5地先	14.0 ~ 18.2	21.7
4	市道 新玉 85号線	松山市南江戸一丁目 515番5地先	松山市南江戸一丁目 520番4地先	6.0 ~ 10.2	66.9
5	市道 新玉 86号線	松山市南江戸一丁目 508番1地先	松山市南江戸一丁目 520番5地先	6.0 ~ 10.2	68.1
6	市道 新玉 87号線	松山市南江戸一丁目 511番8地先	松山市南江戸一丁目 528番3地先	6.0 ~ 10.2	180.8
7	市道 新玉 88号線	松山市南江戸一丁目 512番8地先	松山市南江戸一丁目 507番1地先	14.0 ~ 25.5	95.8
8	市道 新玉 89号線	松山市南江戸一丁目 502番4地先	松山市南江戸一丁目 511番1地先	4.3 ~ 8.5	28.5
9	市道 新玉 90号線	松山市南江戸一丁目 496番1地先	松山市南江戸一丁目 506番1地先	6.0 ~ 10.2	241.6
10	市道 新玉 91号線	松山市南江戸一丁目 497番4地先	松山市南江戸一丁目 504番11地先	6.0 ~ 10.2	50.7
11	市道 新玉 92号線	松山市南江戸一丁目 497番7地先	松山市南江戸一丁目 496番1地先	6.0 ~ 10.2	67.8
12	市道 新玉 93号線	松山市南江戸一丁目 428番1地先	松山市南江戸一丁目 499番1地先	6.0 ~ 10.2	24.5
13	市道 新玉 94号線	松山市南江戸一丁目 433番2地先	松山市南江戸一丁目 488番地先	4.3 ~ 8.5	24.5
14	市道 新玉 95号線	松山市南江戸二丁目 634番4地先	松山市南江戸一丁目 533番3地先	5.7 ~ 8.3	363.2
15	市道 松山駅北東西 線	松山市宮田町 9番13地先	松山市辻町 544番1地先	30.0 ~ 51.5	219.0

図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
16	市 道 松山駅西南南北 線	松山市南江戸一丁目 486番7地先	松山市辻町 544番1地先	30.0 ～ 52.9	512.1
17	市 道 余土 242号線	松山市余戸南二丁目 682番5地先	松山市余戸南二丁目 676番1地先	5.3 ～ 20.4	134.0

図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
18	市 道 新玉 20号線	松山市南江戸一丁目 512番地先	松山市南江戸一丁目 508番2地先	0.9 ～ 3.0	107.2
19	市 道 新玉 22号線	松山市南江戸一丁目 498番1地先	松山市南江戸一丁目 496番3地先	1.5 ～ 2.8	104.7
20	市 道 新玉 23号線	松山市南江戸一丁目 506番2地先	松山市南江戸一丁目 506番2地先	1.9 ～ 2.1	52.1
21	市 道 新玉 24号線	松山市南江戸一丁目 503番3地先	松山市南江戸一丁目 502番3地先	1.5 ～ 1.5	56.9
22	市 道 新玉 25号線	松山市南江戸一丁目 501番地先	松山市南江戸一丁目 506番1地先	2.5 ～ 2.9	93.0
23	市 道 新玉 26号線	松山市南江戸一丁目 515番1地先	松山市南江戸一丁目 520番1地先	2.4 ～ 3.3	108.9
24	市 道 新玉 69号線	松山市南江戸一丁目 515番2地先	松山市南江戸一丁目 511番2地先	4.0 ～ 4.0	102.6

図面番号	路線名		起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
25	市 道 三番町 線	変更前	松山市錦町 1番1地先	松山市三番町八丁目 9番3地先	14.2 ～ 15.6	2337.7
		変更後	松山市錦町 1番1地先	松山市南江戸一丁目 417番1地先	14.2 ～ 53.0	2552.1